平成２９年（フ）第８３５号
広島市中区小町２番28号
破産者　有限会社蒼衣（旧商号有限会社ドゥ・ボン・グゥ）
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
大阪府大阪市大正区鶴町１丁目８番13号
破産者　光陽エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4811番地
破産者　株式会社リッツ
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
秋田市高陽青柳町１番41号
破産者　株式会社美郷
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２８年（フ）第９８３号
東京都町田市大蔵町428番地
破産者　柏木木材有限会社
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９８４号
千葉県市川市北方町４丁目1361番地、破産手続開始決定時の住所東京都町田市大蔵町428番地
破産者　柏木　早苗
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５３号
名古屋市港区当知１丁目1510番地
破産者　株式会社ボディワークス
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市平川町3999番地３、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目50番１号
破産者　前田　直人
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
青森県上北郡東北町字外蛯沢前平66番地１
破産者　株式会社倖優
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
千葉県市川市南八幡４丁目15番12―702号（市川本八幡マンション）
破産者　柳　　英明
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２３８号
千葉県浦安市富岡３丁目３番Ｆ―716号
破産者　シルベックスこと　髙栁　文仁
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９５号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区25棟107号
破産者　木村　彰良
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
栃木県栃木市藤岡町富吉1500番地
破産者　辰巳建設株式会社
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１７９号
福岡県北九州市小倉南区横代北町１丁目22番１号
破産者　有限会社三輝Ｃ．Ｎ．Ｗ
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１号
岐阜市萱場南１丁目11番17号
破産者　有限会社アリス
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２５２号
岐阜市山県岩南223番地
破産者　株式会社松尾木材
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７０５号
福岡市東区香椎浜ふ頭２丁目３番１号
破産者　株式会社ショクコーポレーション
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市西別府町3260番地45号
破産者　株式会社グッドラック
1　決定年月日　平成30年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１７３号
東京都調布市調布ヶ丘２丁目３番地１、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市矢中町29番地１　ベルテ102号
破産者　斯波はづき
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部